

## 特 別 委 員 会 調 査 報 告

平成 23 年 9 月 12 日

薩摩川内市議会  
議員定数等調査特別委員会  
委員長 石 野 田 浩

### 1 委員会の開催日

7月27日、28日、8月11日、22日（4日間）

### 2 議員定数に関する調査

#### (1) 議員活動の評価等に関する意見聴取について

7月27日及び28日の2日間にわたり、議会基本条例第20条第2項の規定に基づき、議員活動の評価等に関して参考人を招致した。

まず、学識経験者として、鹿児島大学法文学部の平井一臣教授に意見を求めた結果、次のような意見が出された。

ア 安易な議員定数の削減には慎重であるべきである。議会が行うべき仕事には、「民意を吸収し、政策に反映すること。」、「行政をチェックすること。」、「自ら政策を作り上げること。」の三つの柱があり、そのことを踏まえて議論すべきである。

イ 議員定数の検討に当たっては、次の三つの点を総合的に勘案すべきである。

(ア) 議員間で討論ができる人数に配慮すること。なお、先進例では1委員会当たり7人から8人を基準としている。

(イ) 単に現状を把握するだけでなく、今後の議会改革の方向性を踏まえて検討すること。

(ウ) 地理的条件や重要な政策課題など市が抱える特殊事情を踏まえること。

また、市内の団体等の代表として、地区コミュニティ協議会連絡会の政井義一会長、北迫茂副会長及び石原昭憲運営委員、北さつま農業協同組合の上榎勇美代表理事専務、川内商工会議所の山田島稔副会頭並びに薩摩川内市商工会の津田盛吉理事に意見を求めた。

なお、議員活動の評価及び議員定数に対して、次のような意見が出された。

ア 議員活動の評価について

(ア) 議会報告会、請願・陳情者の意見陳述、議員間の自由討議の規定を含む議会基本条例を全国でも早期に制定していることを評価する。

(イ) 議員活動は、公約の実行性、一般質問の内容、情報公開、政務調査費の公開、行政視察の効果の5項目で評価されるのではないか。

(ウ) 意見交換会等を積極的に行い、更に地域の課題を吸い上げていく必要

があるのではないか。また、出された意見・要望を集約し、議会全体で政策化してほしい。

(エ) 政務調査費を活用し、どのような活動をしているのか見えない。また、農業分野での政務調査が少ないのではないか。

(オ) 議会での議員定数に関する議論が市民に周知されていない。

#### イ 議員定数について

(ア) 合併してまだ7年であり、地区コミュニティ協議会が充実するまでは急激に議員定数を削減すべきでない。30人、28人、26人と段階的に削減し、最終的には20から24人とすべきではないか。

(イ) 選挙区は設けず、議員は少数精鋭とすべきである。地元の議員がいなくても、全議員が地元の議員であるという思いである。

(ウ) 議員が身近にいなくなる不安はあるが、少数精鋭を望む声をよく聞く。

(エ) 地方自治法の改正により議員定数の上限数が撤廃されたことから、具体的な定数削減の人数は要請はしないが、議会ですっかり検討して決定すべきである。

(オ) 本市の人口は10万人を割ったことから、議員定数は、従前の法定上限数である30人とすべきである。これ以上の定数削減は、農業を主体とする地域の議員が減ることにもなり、産業の衰退につながるようになる。

(カ) 議員定数は28人にすべきという意見を多く聞くが、30人が妥当ではないか。選挙区を設けるべきという意見もある。

(キ) 多様な人々が立候補できるよう、早期に議員定数を決めてほしい。

#### (2) 定数素案の検討について

定数については、これまでの調査で24人から30人まで様々な意見が委員から出されていたことから、参考人の意見を参考とし、また、それぞれの会派の意見も改めて確認した上で、定数素案を検討した結果、「26人」及び「28人」の二つの案に集約された。

なお、「26人」とする案の根拠として、次のような意見があった。

ア 本市の財政状況、類似都市の状況等を踏まえ、市民の理解が得られる定数は24人であると考えるが、参考人の意見に配慮した。

イ 参考人の意見を参考としたが、更なる行財政改革の必要性を配慮した人数とした。

ウ 参考人の意見も考慮したが、以前に、定数を28人にと要望した陳情があったこと、また、将来において更なる削減の要望が出されることも考えられることから、段階的でない削減が必要である。

また、「28人」とする案の根拠として、次のような意見があった。

ア 合併前と比較すると、既に大幅な削減を行っており、議員定数の点からは行財政改革が進んでいる。削減ありきではなく、他市とは異なる大型事業や懸案事項も抱えていることや参考人の意見に配慮した。

イ 議員定数の削減だけでは行財政改革は進まない。地域の特殊性や四つの常任委員会で議論できる人数に配慮する必要がある。

ウ 参考人の意見に配慮すると30人が妥当であるが、議員定数を削減し、職員削減などの行財政改革につなげる必要性を考慮した。

### (3) 定数素案について

これらの二つの案に対しては、委員の意見が分かれ、一致を見ることが困難であったことから、委員会としては、委員長を除く12人の委員のうち7人が支持した「26人」を定数素案とすることとした。

つまり、議員定数については、現行の34人から8人削減し、次期選挙より26人にしようとするものである。

なお、26人とする場合の根拠・理由を、次の視点により整理した。

#### ア 行財政改革についての視点

議員の大幅削減が、市全体の更なる行財政改革にもつながる。

#### イ 市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望についての視点

他市に比べて、大型事業や重要な懸案事項を抱えているが、少数精鋭で対応が可能と考えられる。

#### ウ 議会機能の維持についての視点

意見交換会などの民意吸収機能の充実、常任委員会の構成変更など議会運営上の工夫に努めることにより、議会機能を維持・充実させていくことは可能と考えられる。

### (4) パブリックコメントについて

本委員会では、以上のとおり定数素案を取りまとめたことから、今後、本素案についてパブリックコメントを行い、その意見を基に、最終的な定数案を決定することとした。